

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 継続的な取引を維持するために、市場動向などの情報提供を通じた企業間連携を推進します。
- 取引先と市場動向・情報データを共有することで、商品開発・販売促進等に取り組み、相互の成長と発展につなげます。
- 電子商取引の利用を促進し、取引先の業務効率化を支援します。
- ITに強い人材を育成し、取引先とのコミュニケーションを円滑に図ります。
- 取引先との連携で、ベアリングの特長である摩擦抵抗を低減し、エネルギーロスを抑えた製品を作ることで、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に取り組みます。
- 太陽光発電設備の設置や、関連する企業間におけるCO₂排出量削減に取り組み、脱炭素社会を目指します。
- 生産工程によって生じる産業廃棄物を減少し、環境負荷軽減に努めます。
- 環境に優しい商品の調達、簡易包装など環境負荷の低減に努めます。
- 健康経営に係るノウハウの提供など、健康経営の取組を推進します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。また、下請法対象外の取引についても、支払条件の改善に努めます。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

○当社は、ヒーハイト企業行動憲章を制定し、商取引において公正、透明、自由な競争を行い、不当な買い叩き、受領拒否、返品、支払遅延等の違反行為を禁止しています。

また、このヒーハイト企業行動憲章を確実に遵守するために手引書を作成し、全従業員に周知徹底しております。

○約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組めます。

2023年10月5日

(2024年11月13日更新)

ヒーハイト株式会社
企 業 名

代表取締役社長 尾崎 浩太
役職・氏名（代表権を有する者）